

5-8 税制改正に係る保険料及び利用料の激変緩和措置について（案）

平成17年度税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止）に係る保険料及び利用料の激変緩和措置の方針については、平成17年6月27日全国介護保険担当課長会議資料にお示ししているが、今般の資料は、当該激変緩和措置についての具体的な取扱いをお示しするもの。

1. 介護保険における激変緩和措置の概要について

	保険料に係る 激変緩和措置	利用料に係る激変緩和措置 (利用者負担段階が2段階以上上昇する者)	
		高額介護サービス費等	補足給付
激変緩和措置対象者	〈保険料の激変緩和措置対象者①〉 及び 〈保険料の激変緩和措置対象者②〉	《利用料の激変緩和措置対象者①》 及び 《利用料の激変緩和措置対象者②》	
激変緩和措置の内容	保険料基準額に乗じる割合を平成18年度～平成20年度にかけて段階的に引き上げることができる	高額介護サービス費等及び補足給付に係る利用者負担段階の上昇を平成18年度及び平成19年度においては1段階の上昇に止めることができる 税制改正前の利用者負担段階と高額介護サービス費等の負担上限額の関係は以下のとおり。 ○第2段階の者 ⇒ 24,600円 ○第1段階の者 ⇒ 15,000円	税制改正前の利用者負担段階と補足給付の負担限度額の区分の関係は以下のとおり。 ○第2段階の者 ⇒ 第3段階の負担限度額を適用 ○第1段階の者 ⇒ 第2段階の負担限度額を適用
ベースとする段階等	平成17年度分の保険料段階の割合	平成18年6月1日現在における利用者負担段階	
激変緩和措置の実施期間	平成18年度分及び19年度分の保険料 (各年度において対象者を判定)	平成18年7月1日～平成20年6月30日 (各月ごとに世帯の課税状況を判定)	
財源等	第1号被保険者の保険料負担総額内での調整	軽減分は保険料財源で対応	

2. 保険料段階が上昇する者への激変緩和措置について

(1) 対象者

〈保険料の激変緩和措置対象者①：税制改正により新たに市町村民税が課される者〉

次のいずれの要件も満たすこと。

- (1) 平成17年度の市町村民税が非課税である者
- (2) 地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者

◎個人住民税に係る経過措置対象者とは

個人住民税の均等割額において、地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項又は第4項の規定が適用される者を指す。下記にその主な要件を示す。

○前年の合計所得金額が125万円以下の者

○平成17年1月1日現在において65歳以上の者

→ 平成17年1月1日に65歳に達している者とは、昭和15年1月2日以前出生者であるか否かである。

※ 個人住民税に係る経過措置対象者については、上記の要件からその対象者について捕捉することは可能であるが、当該経過措置対象者については、市町村税部局にて把握されることとなることから、その情報を活用することとされたい。

〈保険料の激変緩和措置対象者②：税制改正により市町村民税本人非課税となる者〉

次のいずれの要件も満たすこと。

- (1) 平成17年度において市町村民税世帯非課税者
- (2) 〈保険料の激変緩和措置対象者①〉と同一の世帯に属する第1号被保険者
- (3) 平成17年度の第1号保険料が賦課されている者

(2) 激変緩和措置の内容

保険料基準額に乗じる割合の設定方法は、本激変緩和措置対象者が平成17年度において適用されている割合を基準とし、平成18年度以降段階的に引き上げ、平成20年度において本来の割合となるように定めることができるものとする。

なお、具体的な割合については、これらの趣旨を踏まえ、各市町村において設定することとなる。

(3) 実施期間

本激変緩和措置の施行期間は、平成18年度分及び平成19年度分の保険料とし、各年度において本激変緩和措置の対象者か否かを判定する。

○参 考【保険料基準額に乗じる割合の設定例】

(激変緩和措置対象者①に該当する者：平成17年度は現行第3段階(1.0))

	(H17年度)	(H18年度)	(H19年度)	(H20年度)
・保険料段階	現行第3段階	⇒ 新第5段階	⇒ 新第5段階	⇒ 新第5段階
・保険料率	1.0	例えば1.08	例えば1.16	1.25

(激変緩和措置対象者②に該当する者：平成17年度は現行第2段階(0.75))

	(H17年度)	(H18年度)	(H19年度)	(H20年度)
・保険料段階	現行第2段階	⇒ 新第4段階	⇒ 新第4段階	⇒ 新第4段階
・保険料率	0.75	例えば0.83	例えば0.91	1.0

3. 利用者負担段階が2段階以上上昇する者の激変緩和措置について

○対象者

《利用料の激変緩和措置対象者①：税制改正により新たに市町村民税が課される者》

次のいずれの要件も満たすこと。

- (1) 平成18年6月1日現在において市町村民税世帯非課税者
※平成18年6月1日を基準とする理由については次頁(2)を参照。
- (2) 地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者

《利用料の激変緩和措置対象者②：税制改正により市町村民税本人非課税となる者》

次のいずれの要件も満たすこと。

- (1) 平成18年6月1日現在において市町村民税世帯非課税者
- (2) 《利用料の激変緩和措置対象者①》と同一の世帯に属する要介護被保険者

【高額介護サービス費等に係る激変緩和措置】

(1) 本激変緩和措置の内容

本激変緩和措置の対象者については、利用者負担第4段階であることから、高額介護サービス費等の支給については、本来、月々の介護サービスの1割負担額の合計額が世帯の負担上限額37,200円を超える場合に、その上限を超える世帯合算負担額を個人の負担額の割合で按分した額が個人の負担額として適用されるところ。

しかしながら、本激変緩和措置の施行期間においては特例として、同一の月に受けた居宅サービス等に係る利用者負担額が、下記表中に示す額(24,600円又は15,000円)を超える場合、その利用者負担額から当該額を控除して得た額を、高額介護サービス費等として支給することができるものとする。

利用者負担段階区分	世帯の上限額
○利用者負担第4段階	37,200円
◎ 激変緩和措置対象者で税制改正前の基準となる利用者負担段階が第2段階である者	個人 24,600円
◎ 激変緩和措置対象者で税制改正前の基準となる利用者負担段階が第1段階である者	個人 15,000円
○利用者負担第3段階	24,600円
○利用者負担第2段階	個人 15,000円
○市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	個人 15,000円
○生活保護の被保護者	個人 15,000円
○15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	15,000円

(2) ベースとする税制改正前の利用者負担段階

高額介護サービス費等に係る世帯の課税状況の判定については、7月以降の判定において新年度の税情報を活用することとする見直しを予定している。

このためベースとなる税制改正前の利用者負担段階については、平成17年度税情報(旧税制)を活用する直近月として、平成18年6月1日現在における世帯の課税状況を基準とする。

(3) 実施期間

本激変緩和措置の実施期間は、平成18年7月1日から平成20年6月30日の間において受けるサービスとし、各月において本激変緩和措置の対象者か否かを判定する。

【補足給付に係る激変緩和措置】

(1) 本激変緩和措置の内容

本激変緩和措置の対象者については、利用者負担第4段階であることから、本来、居住費・食費に係る補足給付の支給は行われたい。

しかしながら、本激変緩和措置の施行期間においては特例として、次頁に示す者については、利用者負担第2段階又は第3段階の負担限度額を適用することにより、補足給付の支給を行うことができるものとする。

○ 税制改正前の利用者負担段階が第2段階の者 ⇒ 第3段階の額を適用

(例)：特別養護老人ホームにおける負担限度額の変化

(平成17年度) 【利用者負担第2段階】 (単位:円/日)			(平成18、19年度) 【利用者負担第3段階の額を適用】 (単位:円/日)			(平成20年度) 【利用者負担第4段階】 (単位:円/日)		
	居住費 (滞在費)	食費		居住費 (滞在費)	食費		居住費 (滞在費)	食費
ユニット型個室	820	390	ユニット型個室	1,640	650	ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	490		ユニット型準個室	1,310		ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	420		従来型個室	820		従来型個室	1,150	
多床室	320		多床室	320		多床室	320	

※この金額は施設と利用者の契約により水準は決まるが、平均的な費用額は上記のとおり。

○ 税制改正前の利用者負担段階が第1段階の者 ⇒ 第2段階の額を適用

(例)：特別養護老人ホームにおける負担限度額の変化

(平成17年度) 【利用者負担第1段階】 (単位:円/日)			(平成18、19年度) 【利用者負担第2段階の額を適用】 (単位:円/日)			(平成20年度) 【利用者負担第4段階】 (単位:円/日)		
	居住費 (滞在費)	食費		居住費 (滞在費)	食費		居住費 (滞在費)	食費
ユニット型個室	820	300	ユニット型個室	820	390	ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	490		ユニット型準個室	490		ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	320		従来型個室	420		従来型個室	1,150	
多床室	0		多床室	320		多床室	320	

※この金額は施設と利用者の契約により水準は決まるが、平均的な費用額は上記のとおり。

(2)ベースとする税制改正前の利用者負担段階及び実施期間

本激変緩和措置のベースとする税制改正前の利用者負担段階及び実施期間は、高額介護サービス費等の激変緩和措置の場合と同様である。

4. 利用者負担段階が1段階上昇する者の激変緩和措置について

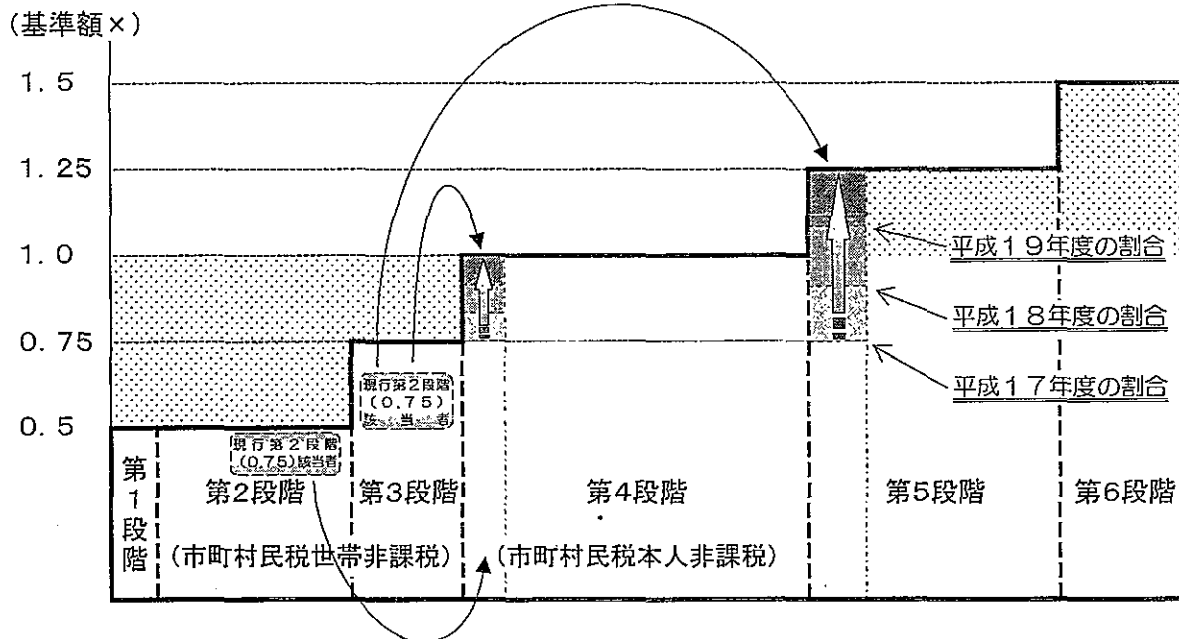
税制改正前において利用者負担第3段階である者が、税制改正後に利用者負担第4段階となる場合に対する激変緩和措置については、社会福祉法人による利用者負担軽減制度で対応することを検討しており、具体的な内容を早急にお示しする予定である。

【参 考 図】 税制改正に係る激変緩和措置の対応について

《保険料基準額に乗じる割合の設定について》

激変緩和措置対象者の平成17年度の保険料段階の割合を基準とし、平成18年度～平成20年度にかけてその割合を、段階的に引き上げることができる。

○設定イメージ（激変緩和措置対象者は抜粋）



《利用料の負担限度額等の適用について》

激変緩和措置対象者の平成18年6月1日現在の利用者負担段階を基準とし、平成18年度及び平成19年度において、利用者負担段階の上昇を1段階に止めることができる。

○2段階上昇する者のイメージ

